

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [安全衛生法](#) | [「安全衛生管理組織」の基準](#) 3

[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[組織活動](#)
[組織運営と法律](#)
[労働安全衛生](#)
[経営対策活動](#)
[教育・宣伝活動](#)
[労働時間をめぐる諸問題](#)
[教育活動](#)
[選挙活動](#)
[組合組織（公務員）](#)
[教育カリキュラム](#)
[▶ キーワード検索はこちら](#)

安全衛生法 「安全衛生管理組織」の基準 3

衛生管理者（法第12条、令第4条、則第7～12条）

衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮を受けながら事業場の「衛生」に関する技術的事項を管理する者です。

<職 務>

法第12条に規定するもので、

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ⑤ ①から④のほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

以上の事項の「衛生」に関する技術的事項の管理。

少なくとも毎週1回作業場を巡視し、労働者の健康障害防止措置を講ずること。

<選任資格要件>

一定の資格（免許）を有している者のなかから選任します。

その資格は業種によって違いがあります。

①「業種」：農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療及び清掃業。

- A. 第一種衛生管理者免許を有する者。
- B. 衛生工学衛生管理者免許を有する者。
- C. 医師、歯科医師等。

②「業種」：その他の業種

- A. 第一種衛生管理者免許を有する者。 C. 衛生工学衛生管理者免許を有する者。
- B. 第二種衛生管理者免許を有する者。 D. 医師、歯科医師等。

<選任義務>

業種に係らず、常時50人以上の労働者を使用する事業場。尚、常時100人以上使用する事業場では、専任の衛生管理者が必要となります。

衛生管理者規模別選任数

労働者数	衛生管理者数	労働者数	衛生管理者数
50人～200人	1人	1001人～2000人	4人
201人～500人	2人	2001人～3000人	5人
501人～1000人	3人	3001人以上	6人

<罰 則>

衛生管理者を選任すべきなのに選任しなかったり、衛生管理者としての業務を完全にしなかった場合。→50万円以下の罰金。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.